



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 日本精鉱株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 理史
(コード：5729 東証第 2 部)
問合せ先 専務取締役
企画管理部長 渡邊 繁樹

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 122 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）に、株式併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的に、平成 30 年 10 月までに、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、かかる趣旨を尊重し、本年 10 月 1 日をもって当社の単元株式数を 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記 2. に記載の株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1.に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、当社株式について5株を1株とする株式併合(以下「本株式併合」)を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の5千万株から1千万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数について、5株を1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合後の発行可能株式総数 10,000,000株
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めに基づき、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に、現行の50,000,000株から10,000,000株に変更されたものとみなされます。
- ④ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式数(平成29年3月31日現在)	13,029,500株
株式併合により減少する株式数	10,423,600株
株式併合後の発行済株式総数	2,605,900株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合から算出した理論値です。

⑤ 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
5株未満	278名(13.31%)	405株(0.00%)
5株以上	1,811名(86.69%)	13,029,095株(100.00%)
合計	2,089名(100.00%)	13,029,500株(100.00%)

本株式併合を行った場合、保有株式数が5株未満の株主様278名(その所有株式数の合計は405株)が株主たる地位を失うこととなります。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記 2. に記載の本株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5 千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 主要日程

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 29 日 (予定)	第 122 期定時株主総会
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更 効力発生日

※ 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続の関係から、東京証券取引所において売買単位が 1,000 株から 100 株に変更となる日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

添付資料

【ご参考】単元株式数の変更および株式の併合に関する Q&A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式の併合に関する Q&A

Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。

今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A2. 全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的に、平成 30 年 10 月までに、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、かかる趣旨を尊重し、当社の単元株式数を平成 29 年 10 月 1 日をもって 100 株に変更するものです。

併せて、単元株式変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、5 株を 1 株に株式併合することといたしました。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A3. 株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 5 分の 1 を乗じた数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。それぞれ具体的には次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	400 株	4 個	なし
例②	1,500 株	1 個	300 株	3 個	なし
例③	1,003 株	1 個	200 株	2 個	0.6 株
例④	500 株	なし	100 株	1 個	なし
例⑤	147 株	なし	29 株	なし	0.4 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

株式併合の結果、1 株に満たない端株が生じた場合（上記の例③・⑤・⑥のような場合）は全ての端数株式を当社が一括して処分いたします。端数株式が生じた株主様に対しては、端数の割合に応じて、その代金をお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が 5 株以下の場合（上記例⑥のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主たる地位を失うこととなります。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか。

A4. 株式併合を実施しても、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の要因を別にすれば、理論上、株式数は5分の1になるものの、1株当たり純資産額は5倍になりますので、資産価値に変動はありません。

株式併合後の株価につきましても、理論上、株式併合前の5倍になります。

株式の併合前			株式の併合後		
1株当たり純資産	所有株式数	所有株式の価値	1株当たり純資産	所有株式数	所有株式の価値
400円	1,000株	400,000円	2,000円	200株	400,000円

Q5. 配当金への影響はないのですか。

A5. 株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株当たりの配当金額を設定させて頂く予定としておりますので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当はございません。

Q6. 株主は何か手続きをしなければなりませんか。

A6. 特段のお手続きは必要ございません。

Q7. 端数株式を生じないようにする方法はありますか。

A7. 本株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用頂くことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続き等は、口座を開設されている証券会社または末尾の株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

【株主名簿管理人】

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-232-711

受付時間：平日 9:00～17:00